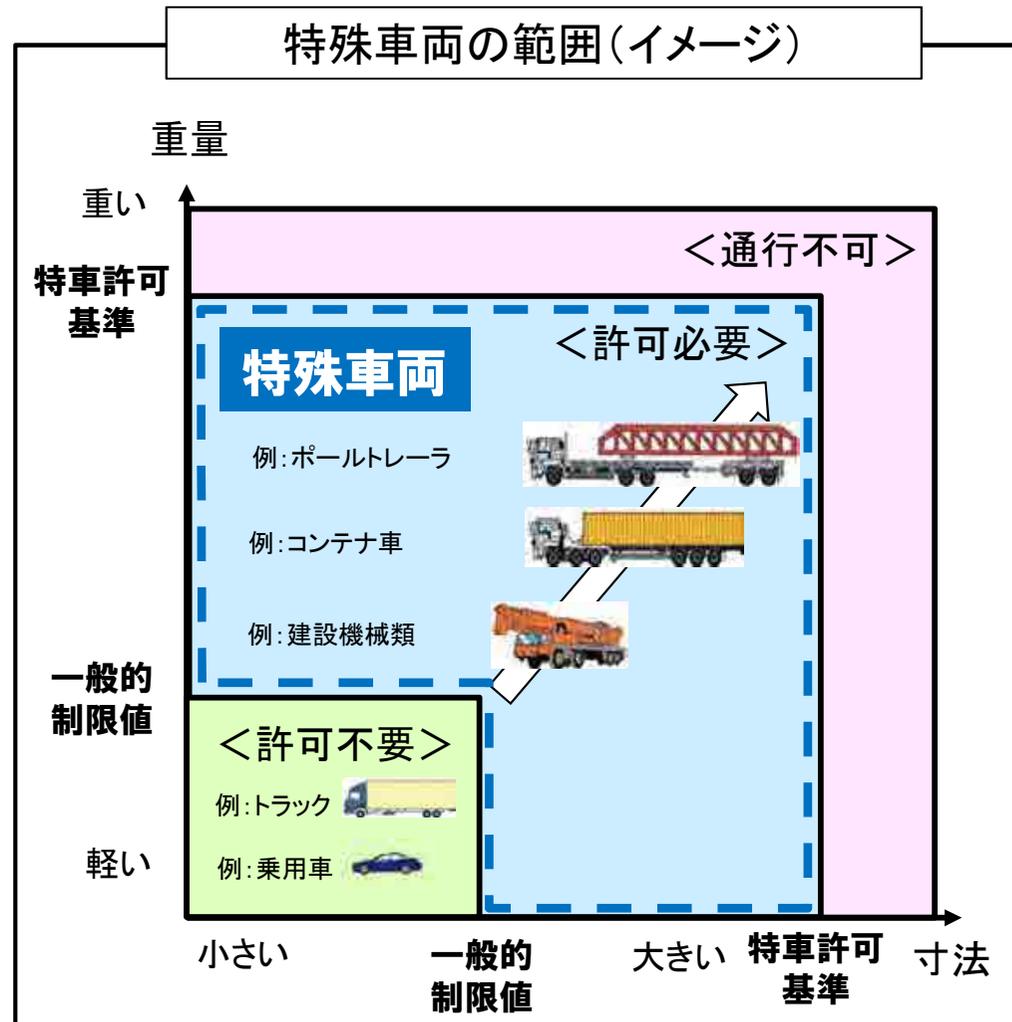
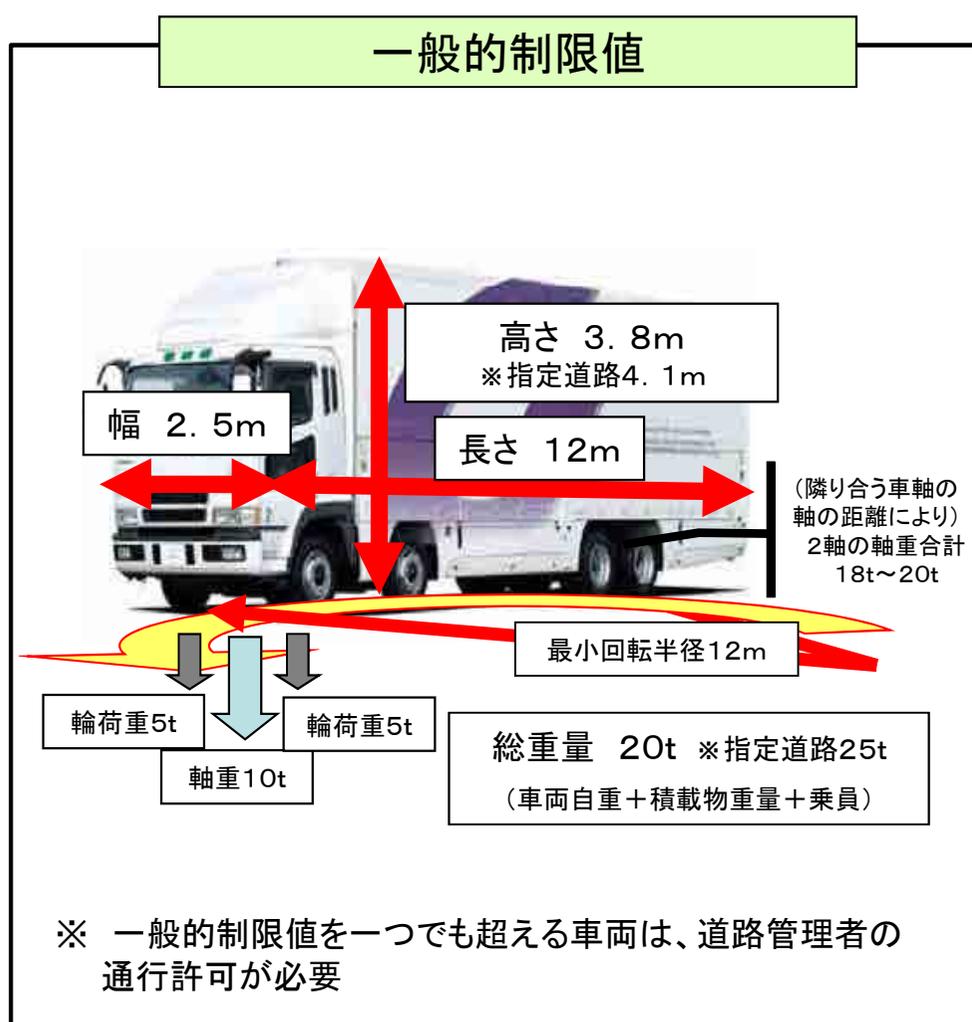


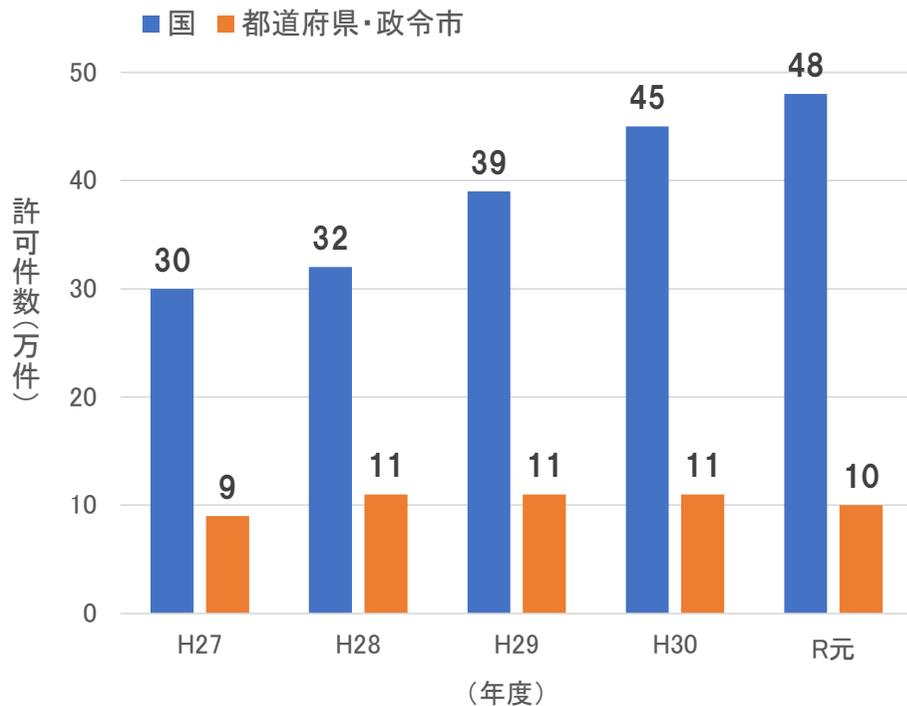
- 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両が道路を通行する場合、道路法に基づく特車通行許可を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可



# 特殊車両通行許可件数、審査日数の推移

- 特殊車両通行許可件数については、ドライバー不足等に伴う車両の大型化の進展により、許可件数が増加
- 申請件数の増加に伴い、審査日数が長期化する中、迅速化の取組により一定程度短縮したが、更なる短縮は困難な状況

## ■ 許可件数の推移 <国、都道府県・政令市>



## ■ 審査日数の推移 <国>



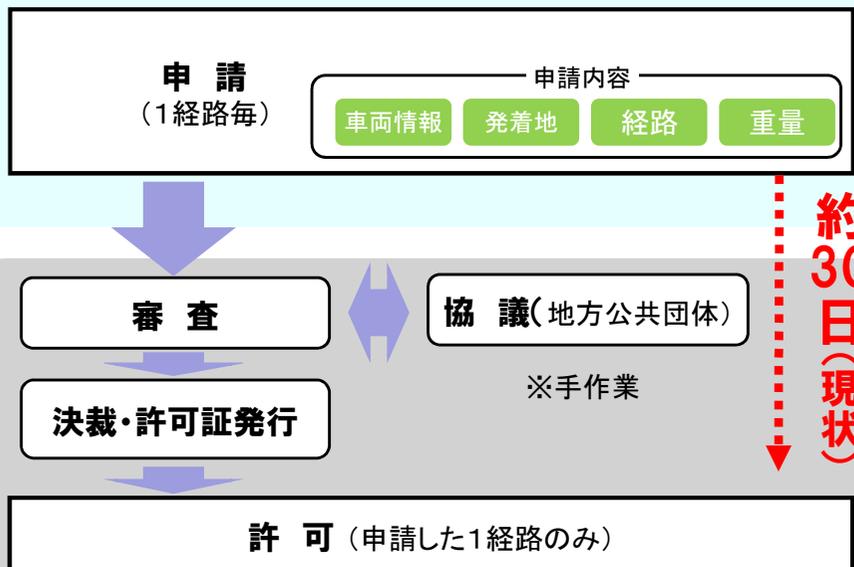
## ※うち、農耕トラクタ <国>

年度	許可件数	審査日数
R元	2件	約29日
R2	18件	約19日

# デジタル化の推進による新たな特殊車両通行制度の導入

## 特殊車両の通行手続き

### 現行(許可)制度



約30日(現状)

**通行**  
(許可を受けた1経路を通行可)



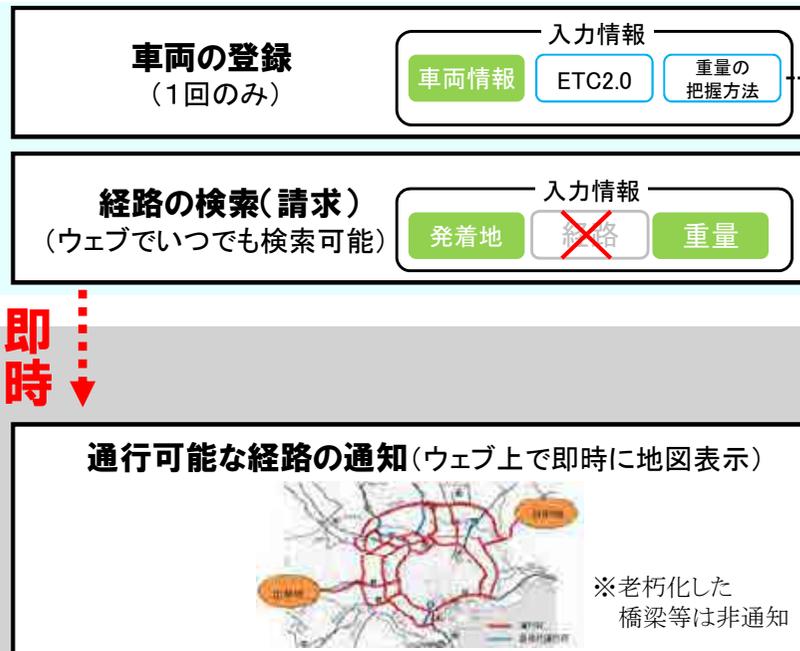
取締基地における取締り



WIM(自動計測装置)による取締り

### 導入する新制度

情報が電子データ化された道路について国が一元的に処理



**通行**  
(通行可能な経路を通行可)

- ・取締基地における取締り
- ・WIMによる取締り
- +
- ・ETC2.0を活用した経路確認
- ・運送依頼書等による重量確認

※システムやデータの管理の一元化のため、外部機関(指定機関)にアウトソーシング可能

# 規制改革実施計画(R元.6.21)の内容とこれまでの実施状況

事項名	規制改革の内容	実施時期	これまでの実施状況
高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し	<p>(a, b: 略)</p> <p>c: 国土交通省は、農機や除雪機を装着することで道路法(昭和27年法律第180号)上の特殊車両に該当することとなるトラクターについての特殊車両通行許可の申請に当たっては、<u>車検証明書の提出が不要であること</u>、及び<u>国道、都道府県道及び市町村道を通行する場合は国に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できること</u>について、農林水産省とも連携の上、農業関係団体を含む関係者への周知徹底を行った上で、申請しようとする者から問い合わせがあった場合は<u>申請手続のサポート</u>を行うとともに、申請があった場合は<u>速やかに許可できるよう対応</u>する。</p> <p>d: 国土交通省、農林水産省及び警察庁は、農機や除雪機を牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての道路運送車両法、道路交通法(昭和35年法律第105号)等の規制の洗い出しを行った上で、これらのトラクターが公道の走行が可能となるよう、速度制限等の対策を講じること等により、牽引される農機や除雪機への制動装置の設置をはじめとした既存の基準の緩和を行うとともに、必要な基準の明確化を行い、その際、<u>道路法上の特殊車両通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知</u>する。また、重量が最高限度を超えることにより特殊車両に該当する車両の申請があった場合において、申請上の新たな課題が生じたときは、改善策を検討する。</p> <p>(e~h: 略)</p>	<p>(a: 措置済み、b~f: 令和元年結論、措置、g, h: 令和元年結論、結論を得次第、速やかに措置)</p>	<p>c: 自動車局からの通知を受けて、平成31年4月1日に、農機を装着することで道路法上の特殊車両に該当することとなるトラクタの通行について、特殊車両通行許可手続が必要である旨を道路管理者に周知した。</p> <p>令和2年1月17日に、道路法上の特殊車両に該当することとなるトラクタの特殊車両通行許可の申請については、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書等とすること、国道、都道府県道及び市町村道を通行する場合には、国に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できることについて、道路管理者及び農林水産省を通じて農林関係者等に周知するとともに、当該特殊車両の通行許可事例に係る申請書等を参考送付した。</p> <p>d: 自動車局からの通知を受けて、令和元年12月25日に、農機を牽引したトラクタの公道の走行が可能となり、当該トラクタが道路法上の特殊車両に該当する場合には、特殊車両通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知した。</p> <p>令和2年3月31日に、道路法上の特殊車両に該当することとなる農作業用トレーラをけん引するトラクタの特殊車両通行許可の申請については、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書等とすること、国道、都道府県道及び市町村道を通行する場合には、国に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できること等について、道路管理者及び農林水産省を通じて農林関係者等に周知するとともに、当該特殊車両の通行許可事例に係る申請書等を参考送付した。</p>

## 【手続の流れ】

【申請者】  
申請書提出

【道路管理者】  
審査

【申請者】  
許可証受領

## 【内 容】

- 申請方法 オンライン（国及び一部の自治体）  
窓 口（窓口で持参又は郵送）  
※国、都道府県、政令市への申請（これらが管理する道路を含む）であれば、他の道路管理者の道路もワンストップで対応。
- 申請に必要な書類 ※赤字は農耕トラクタの場合で、周知済み
  - ・申請書 →重さ、高さ、幅等（記載事例を提示）
  - ・車検証の写し →車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書等の写しにより確認
  - ・車両の諸元に関する説明書 →総重量内訳、車軸の位置等（記載事例を提示）
  - ・通行経路図及び通行経路表 →道路管理者毎に色分けした経路図により確認
  - ・その他道路管理者が必要と認めるもの →軌跡図の提出は義務ではない※車両内訳書（複数の車両をまとめて申請する場合）
- 申請車両の重量が橋りょうの構造上耐えられるか、トンネルなど高さ・幅は障害なく通行できるか、交差点は曲がれるか等を確認
- 他の道路管理者との協議（他の道路管理者の道路が含まれる場合）
- 受領方法 オンライン（国及び一部の自治体）  
窓 口（窓口で受領又は郵送）

(許可) 認定  
**特殊車両通行 申請書 (新規)**

令和 元 年 12 月 5 日

通行開始日	令和 元 年 12 月 6 日
通行終了日	令和 2 年 12 月 5 日

住所

会社名・氏名

代表者名

担当者名

事業区分 その他A

貨物ではあるが、このまま記入

車種区分	<u>建設機械</u>
車両番号	車名及び型式
三川町に841	井関農機 T J V 9 8 5
他 台	
他 台	

積載貨物	幅	高さ	長さ
	品名		

軸組数 1

11907号のS 1179+作業機+重量55kg

総重量と同じ

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	4985 kg	230 cm	145 cm	4985 kg	630 cm
幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重	
	273 cm	260 cm	360 cm	2493 kg	1246 kg

1179 + 作業機

通行区分 往復 通行経路数 3

総重量

総重量

更新又は変更経緯					
申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時			✓		
前回			✓		

**特殊車両通行 許可証 認定書**

指令庄総建総 第 号  
 令和 年 月 日

上記の通り 許可 認定 する。ただし、別紙の条件に従うこと。

許可証 認定書の有効期限	自:	年 月 日
	至:	年 月 日

道路管理者  
 山形県知事 吉村 美栄子

- (I) 許可証又は認定書(以下「本証」という。)の取扱上の注意事項
1. 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
  2. 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
  3. 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
  4. 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
  5. 本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
- (II) 審査請求又は処分の取消しの訴え
- この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山形県知事に、審査請求することができる(なお、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求又は異議申立てができなくなる。)。また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取った日(当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は山形県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、本証を受け取った日又は裁決若しくは決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。)





申請者

## 申請データ作成の流れ

STEP①  
申請書情報の入力

- ・申請者選択(本人・代理人)
- ・申請車種等
- ・提出先窓口指定      を入力します

STEP②  
車両情報の  
入力

- ・車両の軸種指定
- ・車両諸元等      を入力します

STEP③経路情報の入力  
STEP④未収録路線を含む  
経路の作成

- デジタル地図等により、通行経路を  
入力します

申請者入力 (新規)

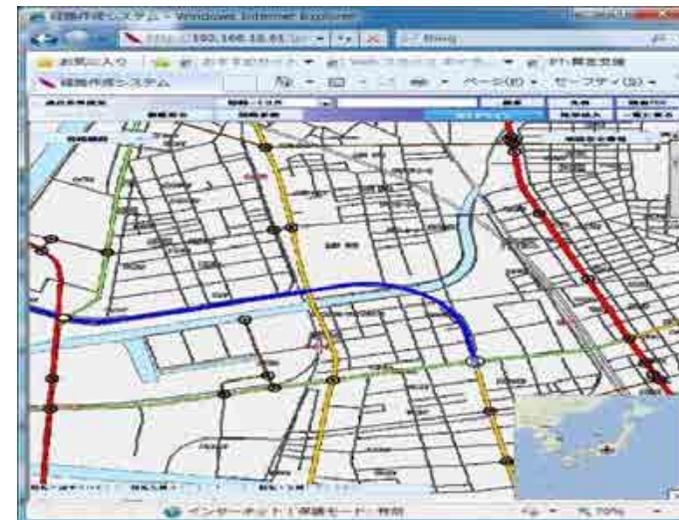
申請日: [年] [月] [日]

申請者  
法人区分: [プルダウン]  
法人名: [入力欄]  
代表者名: [入力欄]  
住所: [入力欄]

車両諸元説明書情報入力

申請車種: [プルダウン]  
軸種: [プルダウン]

項目	単位	値
軸種	軸	2軸
トラック	台	1台



申請車種に「建設機械類」を選択

※紙の地図のアップロードが可能

# 特車オンライン申請システムにおける経路入力

経路を確認しながら1箇所ずつ選択

出発地

目的地

通行経路上の交差点等を選択

目的地までクリックし、登録して完了

○ : 交差点等

「未収録交差点(◎)」は拡大すると表示されます。

<未収録道路>

未収録道路

港湾道路

<収録道路>

高速自動車国道・都市高速道路

一般国道

主要地方道・都道府県道・指定市道・市町村道

<交差点シンボル>

収録交差点

未収録交差点

※クリックすると自動的に交差点名と路線名が経路表に反映される。

※画面上に表示されない未収録道路を経路として申請する場合は、その区間について路線名と交差点名を入力する必要。